り よう りょう きん 利用料金

ご相談や支援計画の作成は無料です。 契約後の「生活支援員」によるお手伝いには 次の料金がかかります。



^{えん じょ ない よう} **援助の内容**

利用料金

1 福祉サービス利用援助

1回1時間まで 1,200円 以降30分ごとに400円が加算されます。

2 日常生活上の手続き援助

にいいていますでききんせんかんか。 えんじょ つうちょう まず は aki ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、 また きんゆうき かん だいり えんじょ おこな ばあい かい じ又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時 ^{かん} 間まで 1,600円になります。

3 日常的金銭管理

4 書類等預かりサービス

基本料 2,000円(1年間) 500円(1か月) 利用料

◆生活支援員宅から利用者宅までの往復の交通費は利用料金に含まれますが、利用者宅から金融機関等への移動 にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。

りょうりょう けんめんせい と じっし しっし りょうりょう けんめんせい と じっし しっし しっし います。 一部市町村においては、利用料の減免制度を実施しています。

この事業に 対する苦情は 契約を結んだ市町村社会福祉協議会 又は 埼玉県社会福祉協議会 の苦情受付担当者にご相談ください。 解決に向けて取り組みます。

□ 不満や苦情は、よりよいお手伝いを行うために役立ちますので、遠慮なくお話しください。

●あなたが苦情を言ったことで、社会福祉協議会の専門員や生活支援員が、あなたにつらく あたったり、差別するようなことはありません。

しきょう うんえいかん し おこな さいたまけんうんえいてきせい か いいんかい くじょう もう た この事業の運営監視を行う「埼玉県運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。

で相談・お問合せ先~相談は無料です。~

お住まいの市町村社会福祉協議会

お問合せ

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 (午前9時~午後5時 ※土日・祝日・年末年始除く)

> 電話 048-822-1299 FAX 048-822-1406

福祉サービス利用援助事業

あんしんけだートねっと

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが 安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、

福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

じぎょう しゃかいふく しほう さだ だい に しゅしゃかいふく し じぎょう ◆この事業は、社会福祉法に定められた「第二種社会福祉事業」です。

一人暮らしの生活は不安。 誰か相談に のってくれないかな・・・。



福祉サービスを利用したいけど どのように進めてよいか 分からない…。

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

福祉サービスの利用のこと

- ●どのような福祉サービスがあるのかよく わからない…。
- ●利用のしかたが難しくて、どう進めればよ いのかよくわからない…。
- ●知らない人と話すのが苦手なので、深りの 人に自分のことをうまく伝えられない…。
- ●利用している施設の職員に言いたいこと







日々の 暮らしのこと



- ●いろいろと郵便物がきているけど、税金関 係の書類は細かい字で書いてあってよくわ からない…。
- ●市役所に行って年金の申請をしなくちゃい けないけれど、どの書類をもって行けばい いのかなぁ…。

ひつ よう 暮らしに必要なお金のこと

- すいどうだい でんきだい しゅう わす かす 水道代や電気代の支払いを忘れてしまう…。
- ●福祉サービスの利用料や病院の支払いを してほしい…。
- ●お金をもらったらすぐに使ってしまうから、 生活費がなくなってしまう…。
- ●一人だと、悪質な業者の勧誘にひっかかっ てお金をとられてしまうのではないか心配…。



たい せつ つうちょう

大切な通帳や 書類のこと

- まきんつうちょう いんかん じぶん 預金通帳と印鑑を自分でもっていると、無 くしてしまいそうで心配…。
- ●保険証や年金証書のしまった場所をいつ も忘れてしまう…。
- ではいじ、よきんつうちょう。とちけんりしょう だれ と と 大事な預金通帳や土地権利証を誰かに盗 られてしまうのではないか心配…。

んせポートもつどでは、 このようなお手伝いを行います。

福祉サービスの利用をお手伝いします。

- ●定期的に訪問して、ご相談をお受けします。 ●福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。
- 福祉サービス利用の際、係りの人にあなたの気持ちをお伝えします。
- ●福祉サービスの利用に対して苦情があれば、一緒に解決のお手伝いをします。



日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。



- ●郵便物を整理して、内容をご説明します。
- ●市役所で行う手続きがあれば、一緒に行き、届け出や申し込みなどのお手伝いをします。
- ●その他、暮らしに必要な手続きのご相談をお受けします。

きん せん 金 徒 にち じょう てき

にきじょう く ひつょう かね だ い て つだ 日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- ●銀行や郵便局でお金を出し入れし、お金の使い方を確認します。
- ままう にちじょうてききんせんかんり しょう つうちょう いんかん あず ※ご希望により、日常的金銭管理に使用する通帳と印鑑をお預かりすることができます。

大切な書類などをお預かりします。

お預かりできるもの



- 預貯金の通帳(合計1,000万円まで)
- ●不動産の権利証又は契約書 ●契約書類 ●保険証書
- ※お預かりした書類等は、金融機関の貸し金庫で保管します。

受け付けます

- ●まずは、お住まいの市町村社会福祉協議
- 会にご相談ください。 ●社会福祉協議会の職員(専門員)が困り ごとや心配ごとなどのお話をお聞きし ます。

訪問し

- しゃかいふく しきょうぎ かい しょくいん せんもんいん たく 社会福祉協議会の職員(専門員)がお宅 に訪問し、困りごとの状況や生活状況な どを詳しくお伺いします。
- ●困りごとの状況によっては、他の関係機 関をご紹介し、問題が解決できるように お手伝いします。

- しゃかいふくし きょうぎ かい しょくいん せんもんいん 社会福祉協議会の職員(専門員)が、あな たと一緒にお手伝いする内容を考え、計 画書をつくります。
- ●お手伝いの計画はいつでも変更できます。

- ●あなたと契約を結びます。
- ●あなたの契約する判断能力の有無が判断で きない場合は、福祉・医療・法律分野の専門家 による「契約締結審査会」で、ご利用できるか どうかの審査を行います。



- しゃかいふく しきょうぎ かい しょそく せいかつ し えんいん てい き 社会福祉協議会に所属する「生活支援員」が定期 的に訪問し、支援計画のとおりにお手伝いをします。
- ●他に困りごとや心配ごとが出てきたら、社会福祉 協議会の職員(専門員)や生活支援員にご相談く ださい。必要に応じてお手伝いをします。